

**留辺蘿町外 2町一般廃棄物最終処分場
整備及び運営事業
事業契約書(案)**

平成 13 年 11 月 12 日

留 辺 蘿 町

目 次

前 文	6
第1章 総 則	6
第1条（定義）	6
第2条（本件事業の概要）	10
第3条（権利義務の譲渡等）	11
第4条（一括委任等の禁止）	11
第5条（生活環境影響調査）	11
第6条（許認可等）	12
第7条（事業用地）	13
第8条（本処分場の所有）	14
第9条（協議会）	14
第2章 設計及び建設	16
第1節 総 則	16
第11条（本処分場の建設）	16
第12条（測量調査）	16
第13条（第三者への委任等）	17
第14条（建設工事中における第三者に及ぼした損害）	17
第15条（電力、用水等の確保）	17
第2節 設 計	17
第16条（本処分場の設計）	17
第17条（設計条件の変更）	18
第18条（書類の提出）	18
第19条（設計の変更）	19
第3節 施 工	19

第20条（工事の施行）	19
第21条（第三者の使用）	19
第22条（工事監理者）	20
第23条（工期又は工程の変更）	20
 第4節 建中モニタリング	21
 第24条（月間工事進捗状況報告書）	21
第25条（事業用地への立ち入り）	21
第26条（試験及び検査）	21
 第5節 完工確認	21
 第27条（完工検査）	21
第28条（本処分場等の完工確認）	22
第29条（運営・維持管理マニュアルの確認）	22
第30条（本処分場の運営体制確認等）	23
第31条（完工確認書の発行）	23
 第3章 運営及び維持管理	24
 第1節 総則	24
 第32条（運営期間の開始）	24
第33条（再委託の禁止）	24
第34条（遵守事項）	24
第35条（衛生管理）	25
第36条（運営期間中における第三者に及ぼした損害）	25
 第2節 運営業務の内容	25
 第38条（一般廃棄物の受入・埋立）	25
第39条（処理対象物の変更等）	26
第40条（受入廃棄物の性状確認への協力義務）	26
第41条（運営のための人員の確保等）	26

第42条（運営のためのユーティリティの確保等）	26
第43条（運営覚書）	27
 第3節 運営管理等	27
第44条（本処分場の運営管理）	27
第45条（運営計画及び維持管理計画書）	27
第46条（記録の作成・保存）	27
第47条（運営期間中の報告書等）	27
第48条（本処分場の環境計測）	28
第49条（本処分場運営状況のモニタリング等）	28
第50条（環境対策）	28
第51条（本処分場の環境モニタリング）	29
第52条（緊急時の措置）	29
第53条（本処分場見学者への対応）	29
 第4節 保険	29
第54条（保険）	29
 第5節 運営期間の終了	30
第55条（期限到来による終了）	30
第56条（埋立不能による終了）	30
 第6節 管理期間における維持管理業務	30
第57条（管理期間の開始）	30
第58条（本処分場の維持管理）	30
第59条（記録の作成・保存）	31
第60条（管理期間中の報告書等）	31
第61条（維持管理状況のモニタリング等）	31
第62条（環境対策）	31
第63条（本処分場の環境計測）	32
第64条（本処分場の環境モニタリング）	32
第65条（緊急時の措置）	32

第4章 料金の請求及び支払	32
第66条 (料金の請求及び支払)	32
第67条 (請求の手順)	33
第68条 (処理委託料)	33
第5章 本処分場の移管	34
第69条 (移管検査)	34
第70条 (本処分場の移管)	34
第71条 (瑕疵担保責任)	35
第6章 解除	35
第72条 (乙の債務不履行等による契約の解除)	35
第73条 (甲の債務不履行による契約の解除)	36
第74条 (契約終了後の原状復帰)	37
第7章 補償及び損害賠償	39
第75条 (補償及び損害賠償)	39
第8章 その他の	39
第76条 (本処分場の修理等に要する経費)	39
第77条 (法令変更等)	39
第78条 (法令変更等による解除)	40
第79条 (不可抗力)	40
第80条 (不可抗力による解除)	41
第81条 (第三者に及ぼした損害)	41
第82条 (株主による保証)	42
第83条 (公租公課の負担)	42
第84条 (秘密の保持)	42
第85条 (計算書類の提出)	42

第9章 雜 則..... 42

第86条（融資機関との協議等）	42
第87条（新株の発行）	42
第88条（請求、通知等の様式その他）	42
第89条（通貨及び端数処理）	43
第90条（解釈）	43
第91条（準拠法及び裁判管轄）	43
第92条（疑義についての協議）	43

別 紙

別紙1 基本仕様等（第5条、第11条、第18条、第56条及び第74条関係）	44
別紙2 運営仕様（第5条、第18条、第29条及び第77条関係）	45
別紙3 保険（第11条、第31条、第54条及び第74条関係）	46
別紙4 施工前提出書類（第18条、第28条、第70条及び第71条関係）	47
別紙5 全体工事工程表（第18条及び第20条関係）	48
別紙6 維持管理基準（第29条、第44条、及び第58条関係）	49
別紙7 竣工時の提出図書（第31条関係）	50
別紙8 環境保全基準（第34条、第48条、第50条及び第62条関係）	51
別紙9 受入基準（第37条及び第38条関係）	52
別紙10 設備更新計画（第45条関係）	53
別紙11 計測要領（第48条、第49条、第61条及び第63条関係）	54
別紙12 引渡条件（第69条、第70条及び第71条関係）	55
別紙13 処理委託料の改定方法（第68条第4項関係）	56
別紙14 減額等の方法（第68条第5項関係）	57
別紙15 株主保証（第82条関係）	59
添付地図（事業用地の場所）	61

前 文

留辺蘿町（以下、「甲」という。）は、置戸町及び訓子府町と協議し、甲、置戸町及び訓子府町内の住民から収集する一般廃棄物を受入・埋立処理をする一般廃棄物最終処分場を整備することとした。

甲は、上記一般廃棄物最終処分場の整備にかかる留辺蘿町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）の趣旨にのっとり、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、かかる事業を「特定事業」として選定し、これを実施することとした。

甲は、留辺蘿町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業を特定事業として実施するにあたり、三町共有の公共用地である事業用地を有効活用する観点から、民間事業者が、自らの提案により、事業用地を地域の活性化や利便性の向上等、町民サービスの向上に寄与するために、無償で使用できることとした。

甲は、留辺蘿町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業入札説明書（以下、「入札説明書」という。）に従い総合評価一般競争入札の方式で事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行った民間応募者グループを事業予定者として選定し、当該民間応募者グループは、入札説明書に従い本件事業を実施するために特別目的会社たる〔 〕（以下「乙」という。）を設立した。

甲及び乙は、本事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

第1章 総 則

第1条（定義）

本契約書及び約款において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「維持管理基本料金」とは、固定料金のうち、施設整備費部分を除いた部分又はその金額をいう。
- (2) 「一般廃棄物」とは、三町において収集された、又は、三町の住民が当該住民が居住

する町の発行する許可証を示して搬入した、不燃ごみ、粗大ごみ破碎等処理後の不燃残渣、資源ごみ処理後の不燃残渣、焼却由来不燃残渣（流動床炉底部よりの引出し灰）、溶融スラグ（焼却飛灰由来）及び薬剤処理物（溶融飛灰由来）をいう。但し、ここでいう焼却飛灰由来不燃残渣、溶融スラグ、及び薬剤処理物は、三町の可燃ごみを北見市廃棄物処理場で焼却処理後発生したものとする。

- (3) 「運営・維持管理マニュアル」とは、乙が第29条に基づき作成し、甲の確認を得た本処分場の運営・維持管理に関するマニュアルをいう。
- (4) 「運営開始日」とは、乙が、本処分場において、一般廃棄物の受入及び埋立業務の実施を開始する日をいう。
- (5) 「運営開始予定日」とは、平成16年4月1日をいう。
- (6) 「運営期間」とは、運営開始日を初日とする期間で、乙が、本処分場において、一般廃棄物の受入、埋立業務を実施する期間をいう。
- (7) 「運営期間終了日」とは、運営開始日から起算して15年を経過する日をいう。
- (8) 「買取価格」とは、以下の算式によって算出される価格をいう。

(算式)

30 - 「固定料金を既に支払った回数」

$$\text{「買取価格」} = \frac{\text{「施設整備費」} \times \underline{\hspace{10em}}}{30}$$

- (9) 「管理期間」とは、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの期間、又は、本契約の定めに基づく運営期間の終了の翌日から2年間の期間をいう。
- (10) 「管理料金」とは、管理期間において乙の本処分場にかかる維持管理業務及び本処分場の移管に伴う業務の実施の対価として、第68条第3項に基づいて支払われる金員をいう。
- (11) 「協議会」とは、本処分場の設計、建設、維持、管理及び運営に関する事項について、甲乙間の協議を行うための会議をいう。

- (12) 「工事受注者」とは、〔 〕をいう。
- (13) 「固定料金」とは、施設整備費部分と維持管理基本料金によって構成され、乙の本業務の遂行の対価として、第68条第1項に基づき甲が乙に対して支払う定額の金員をいう。
- (14) 「三町」とは、甲、置戸町及び訓子府町をいう。
- (15) 「事業者提案図書」とは、本件事業の入札にあたり、落札者が甲に対して提出した、設計・建設計画提案書、運営・維持管理計画提案書及び事業計画提案書その他付属書類並びに乙が本件事業の入札期間中に甲に提出した一切の書類をいう。
- (16) 「事業用地」とは、本処分場等の整備のための場所をいい、添付地図で示した場所をいう。
- (17) 「施設整備費」とは、本処分場の設計及び建設工事に要する費用並びにその他本処分場を開業するにあたり必要となる費用の一切をいう。
- (18) 「施設整備費部分」とは、固定料金のうち、施設整備費にかかる金〔 〕円の部分又はその金額をいう。
- (19) 「従量料金」とは、運営期間における乙の一般廃棄物の埋立業務遂行の対価として、第68条第2項に基づき甲が乙に対して支払う、埋立処分量に応じた料金をいう。
- (20) 「生活環境影響調査」とは、廃掃法第8条に定められた、一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。
- (21) 「生活環境影響調査完了日」とは、廃掃法第8条に基づく書類の縦覧期間満了日をいう。
- (22) 「生活環境影響調査完了予定日」とは、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日をいう。
- (23) 「施工計画書」とは、別紙4の施工前提出書類の3.に掲げられた施行計画書で、甲の確認を得たものをいう。
- (24) 「設計図書」とは、別紙4の施工前提出書類に掲げられた図面その他の書面で、甲の

確認を終えた一切をいう。

- (25) 「設置許可取得日」とは、廃掃法第8条に基づく一般廃棄物処理施設の設置にかかる北海道知事の許可の取得日をいう。
- (26) 「設置許可取得予定日」とは、平成〔〕年〔〕月〔〕日をいう。
- (27) 「出来高相当額」とは、本処分場の建設工事の完工前に本契約が解除された場合の当該解除時までの本処分場の建設工事の進捗に応じて算出された施設の出来高の相当額をいう。
- (28) 「登録口座」とは、甲がこの契約に基づく支払債務を履行するための口座として特定し、登録した口座をいう。
- (29) 「入札関係図書」とは、本事業の入札にあたり、留辺蘂町が公表した入札説明書、要求水準書その他付属書類、参考資料、現場説明会での説明等甲から提供された一切の資料、図書等をいう。
- (30) 「廃掃法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (31) 「PFI法」とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）をいう。
- (32) 「備品リスト」とは、別紙4の施工前提出書類の5.に掲げられた備品リストであり、甲の確認を得たものをいう。
- (33) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水（融雪によるものを含む）、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。
- (34) 「法令変更」とは、法令の制定及び改廃をいう。
- (35) 「本契約」とは、この契約及びこの契約に基づき甲が乙との間で締結する一切の契約をいう。

- (36) 「本処分場」とは、本事業において、事業用地に建設される、三町の一般廃棄物を最終処理するための一般廃棄物最終処分場、又は当該処分場における一般廃棄物の受入、埋立その他の業務の実施のために設置又は整備される施設、放流管、管理道路、設備又は備品等の一切をいう。
- (37) 「融資機関」とは、この契約を履行するための資金を乙に融資する金融機関等をいう。

第2条（本事業の概要）

- 1 乙は、PF1法に基づき、本契約に従い、事業用地に、新たに一般廃棄物最終処分場として本処分場を設計・建設したうえ、これを所有し、三町の一般廃棄物を受け入れ、埋め立てる等して、本処分場を運営・維持管理し、管理期間満了後、本処分場を移管するものとする。
- 2 本事業にあたり、乙が実施する業務は以下のとおりである（以下、総称して「本業務」という。）。

(1) 本処分場の設計及び設置準備

乙は、本処分場の設計並びに生活環境影響調査の実施、整備計画書の作成・提出、施設設置許可申請及び国庫補助金申請等の手続の履践その他本処分場建設の準備のための関連業務を実施する。

(2) 本処分場の建設工事

乙は、本処分場の建設工事、工事監理業務の整備その他関連業務を実施する。

(3) 運営期間における本処分場の運営及び維持管理業務

乙は、本処分場において、運営期間中、一般廃棄物の受入及び埋め立てその他一般廃棄物処理業務、本処分場の点検・保守及び修理その他の本処分場の維持管理業務を実施する。

(4) 管理期間における本処分場の維持管理業務

乙は、本処分場において、管理期間中、一般廃棄物処理業務終了後2年間、本処分場の維持管理業務を実施する。

(5) 本処分場の移転業務

乙は、三町に対する本処分場の移管に関する業務を実施する。

3 本件事業にかかる乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任において行うものとする。

第3条（権利義務の譲渡等）

1 甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。

2 甲は、乙が甲に対して有する金銭債権に融資機関のために担保権を設定する場合において、乙が次に掲げる事項を承諾し、かつ、当該融資機関が次に掲げる事項を甲に対して事前に書面により約したときは、これを承諾するものとする。

(1) 担保権を設定した金銭債権に関する支払は、登録口座に払い込むことにより行うことができること。

(2) 融資機関は、担保権を実行したときは、直ちに甲に対して登録口座の変更を申請すること。

(3) 担保権実行の通知の前後にかかわらず、甲が登録口座に払い込むことにより支払った場合は、甲の支払債務が履行されたものとされること。

第4条（一括委任等の禁止）

乙は、本契約に特別の定めがある場合を除き、本件事業の全部又は本件事業を構成する各事業の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。

第5条（生活環境影響調査）

1 乙は、事業用地に本処分場を設置することに関して、生活環境影響調査完了予定日までに、乙の責任及び費用（本契約に特別の定めがある場合を除き、追加費用を含む。）において、生活環境影響調査を完了させるものとする。但し、生活環境影響調査完了日が生活環境影響調査完了予定日に遅れた場合又は遅れるおそれが生じた場合には、乙は、速やかに、生活環境影響調査の完了に要する日数を考慮して変更した運営開始日までのスケジュールを甲に提出し、甲の確認を得るものとする。なお、この場合、運営開始予定日を変更することは出来ないものとする。

- 2 乙は、生活環境影響調査の実施に関連して必要があるときは、事前に甲の承諾を得て事業用地に立ち入ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から生活環境影響調査の実施について協力要請があったときは、実務上可能な範囲で、必要な資料の提出、関係官庁との協議、住民説明等について協力するものとする。
- 4 乙は、甲に対して、廃掃法施行規則第3条の2に掲げられた事項を報告し、関係書類を提出するものとする。
- 5 甲は、生活環境影響調査の進ちょく状況その他甲が必要と認める事項について、乙に対して隨時報告及び説明を求めることができる。
- 6 甲及び乙は、生活環境影響調査に関連して、本件事業に影響を与える可能性のある事由の発生を認識したときは、直ちにその旨を相手方に報告するものとする。
- 7 甲及び乙は、前項に規定する報告に基づき、当該報告にかかる事項に対応するため、次に掲げる措置について、速やかに協議するものとする。
 - (1) 本件事業の実施の可能性
 - (2) 別紙1の基本仕様等の変更を伴う本処分場の設計条件の変更
 - (3) 別紙2の運営仕様の変更
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、本契約の変更
- 8 前項の協議に基づき、本処分場について別紙1の基本仕様等の変更を伴う設計条件の変更、別紙2の運営仕様の変更及びその他の契約の変更を行う場合において、協議会において当該変更が本契約の締結時に甲が予測し得る範囲を超えると認められたときは、原則として固定費の金額の改定を行うことにより、甲が追加費用を負担するものとする。

第6条（許認可等）

- 1 乙は、本処分場の建設及び運営・維持管理に関する本契約上の義務を履行するために必要となる許認可を乙の責任及び費用において取得し、また、本処分場建設にかかる国

庫補助金の申請を行うものとする。但し、甲が単独で申請すべきものはこれに含まれない。

- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項に定める許認可の取得、届出、国庫補助金申請等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は甲による許認可の取得、届出、国庫補助金申請等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 4 乙は、設置許可取得日が設置許可取得予定日に遅れるおそれが生じた場合には、速やかに、当該設置許可の取得に要する日数を考慮して変更した運営開始日までのスケジュールを甲に提出し、甲の確認を得るものとする。なお、この場合、運営開始予定日を変更することは出来ないものとする。

第7条（事業用地）

- 1 甲は、本件事業にかかる業務の履行場所として、事業用地を無償で乙に貸し付けるものとする。
- 2 甲は、設置許可取得日経過後速やかに、事業用地を現状で乙に引き渡すものとする。
- 3 甲は、本契約の締結日から事業用地の貸付けが終了する日までの期間、事業用地を第三者に譲渡し、又は貸し付けることができないものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により貸し付けられた、事業用地を、本件事業を実施する目的以外に使用してはならない。
- 5 乙が事業用地を前項に掲げる目的以外の用途に使用し、又は事業用地の使用にかかる権利を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保の目的に供した場合は、甲は、第1項の規定による事業用地の貸付けをすべて直ちに解除することができる。本契約に基づく場合を除き、乙が第三者に事業用地を使用させ、又は収益させた場合も同様とする。
- 6 事業用地の貸付けの期間は、甲が第2項の規定により乙に事業用地を引き渡した日から、本契約が終了する日までとする。
- 7 事業用地の貸付期間中、事業用地の使用及び収益に関連して生じる費用は、当該費用

が甲の責に帰すべき事由により生じた場合及び本契約書に特別の定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。

9 乙は、事業用地の引渡しを受けた場合、本契約の終了まで事業用地を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

第8条（本処分場の所有）

1 乙は、本処分場を所有するものとする。但し、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 事前に甲の承諾を得て、甲の付する条件に従って本処分場の全部又は一部を譲渡担保に供する場合

(2) 本処分場のうち事務機器、じゅう器その他甲の同意を得たものを賃借、リースその他の方により調達する場合

(3) 附合により事業用地の所有者の土地の一部となる場合

2 乙は、本処分場の全部又は一部に担保権を設定する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙が本契約に基づき本処分場の維持、改変、改良又は移動を行うことを妨げないことを融資機関が甲に対して事前に書面により約したときに限り、第1項第(1)号及び前項の承諾をするものとする。

第9条（協議会）

1 協議会は、本契約締結後、速やかに設ける。甲及び乙は、必要があるときは、分会を設けることができる。

2 甲及び乙は、本契約書の規定に基づき協議会において協議すべき事項のほか本処分場の設計、建設、維持、管理及び運営に関する必要事項の細目について、協議会において協議のうえ定めるものとする。

3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 甲側の構成員

- ① 甲の住民課長の職にある者
- ② 甲の住民課廃棄物対策室廃棄物対策係長の職にある者
- ③ 置戸町の町民課長の職にある者
- ④ 置戸町の町民課環境衛生係長の職にある者
- ⑤ 訓子府町の福祉保健課長の職にある者
- ⑥ 訓子府町の福祉保健課保健衛生係長の職にある者
- ⑦ その他甲が指定する三町の職員その他の者

(2) 乙側の構成員

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦ 乙の受任者、受託者若しくは請負人の代表者又はその代理人

4 甲及び乙は、その職員、役員、従業員その他の者を協議会及び分会に出席させることができる。但し、職員、役員及び従業員以外の者を出席させる場合においては、事前に相手方に対してその旨を書面又は口頭により通知するものとする。

5 甲は、協議会又は分会を招集する。

6 協議会又は分会は、甲又は乙の申入れに基づき、隨時開催する。

7 協議会及び分会の運営に関する細目事項は、協議会における協議により定めるものとする。

第10条（近隣対策）

1 乙は、自己の責任及び費用において、本件事業を運営するに関して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、かかる近隣対策の実施について、乙は甲に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、甲は乙に対して合理的な範囲内で必要な協力を行う。

2 前項の規定にもかかわらず、本件事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等については、甲は、責任をもってこれに対処する。

第2章 設計及び建設

第1節 総則

第11条（本処分場の建設）

- 1 乙は、本処分場を、入札関係図書及び事業者提案図書に基づき、別紙1の基本仕様等に従って設計し、これを建設するものとする。
- 2 乙は、本処分場の設計及び建設を行うため、第三者から物品の供給又は役務の提供を受けることができる。
- 3 乙は、本処分場の設計及び建設に関する損失や損害に備えて別紙3の保険「建設に関する保険」欄記載の種類及び内容の保険を、自己の費用と責任で付保するものとし、着工日までに、当該保険証券の写しを甲に提出して、保険契約の内容について、甲の確認を得なければならない。
- 4 乙は、本処分場の完工を保証する履行保証保険を工事受任者から徴収するものとする。この場合の付保率は施設整備費の10%以上の金額としなければならない。
- 5 前項の場合、乙は、甲に対して、かかる保険の保険証券の写しを速やかに提出し、甲の確認を得なければならない。

第12条（測量調査）

- 1 乙は、乙の責任及び費用において、必要に応じて本処分場の建設にかかる測量調査を行うものとする。
- 2 乙は、乙の責任及び費用において、必要に応じて事業用地の土質調査を行うものとする。

第13条（第三者への委任等）

- 1 乙は、本処分場を建設するにあたり、事業用地の測量調査、土質調査又は本処分場の設計若しくは施工の全部又は一部を事前に甲に通知した第三者に委任し若しくは委託することができる。
- 2 前項に規定する第三者への委任又は委託を行う場合において、当該測量調査、土質調査、本処分場の設計又は施工の一部について当該第三者が再委任し若しくは再委託するときは、乙は、甲に対して事前にその旨を通知しなければならない。
- 3 前2項に規定する委任、委託、再委任及び再委託は、すべて乙の責任において行うものとし、当該委任、委託、再委任及び再委託にかかる第三者の責に帰すべき事由は、乙の責に帰すべき事由とみなす。

第14条（建設工事中における第三者に及ぼした損害）

乙が、本処分場の建設工事の施工により第三者に損害（建設工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に生じた損害を含む。）を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が当該第三者に対して損害を賠償しなければならない。

第15条（電力、用水等の確保）

- 1 乙は、乙の費用と責任において、入札関係図書に従い、本処分場の建設に必要な工事用電力、工事用水及び燃料等の調達を行う。
- 2 本処分場の建設にあたり、事業用地外において上水道又は電信柱及び電線の敷設・整備等が必要な場合には、乙は、自己の費用と責任において、これらを敷設・整備するものとする。

第2節 設 計

第16条（本処分場の設計）

- 1 乙は、入札関係図書、事業者提案図書及び別紙1の基本仕様等に基づき、自らの裁量及び責任において、本処分場の設計を行うものとする。

- 2 乙は、前項の設計にあたっては、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令（昭和53年総理府・厚生省令第1号）、廃棄物最終処分場性能指針（平成12年厚生省令生衛第1903号）、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）等の関係法令を遵守しなければならない。
- 3 乙は、本処分場の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。
- 4 乙は本処分場の設計作業を進めるにあたり、定期的に甲に進捗状況の報告を行うものとする。
- 5 甲は、必要と認める場合、乙に対して、設計の進捗状況の報告書及び設計図案等の提出を求めることができるものとし、乙は、かかる求めに応じなければならない。

第17条（設計条件の変更）

- 1 乙は、入札関係図書に示された本処分場の設計条件の変更を行うことはできないものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、本処分場について、入札関係図書に示された設計条件を変更（第5条第7項の規定により甲と乙とが協議するものを除く。）することができる。乙は、甲の設計条件の変更について、協議会の開催を申し入れることができる。
- 3 本処分場について第3項の設計条件の変更が行われた場合において、乙は、変更された設計条件に従い本処分場の設計を行うものとする。なお、当該設計条件の変更が乙の帰責事由以外の事由に基づくものと認められるときは、その追加費用について、乙は、甲に対して固定料金の改定を求めることができる。

第18条（書類の提出）

- 1 乙は、本処分場の建設について設計を完了させ、協議会で定める日までに、別紙4の施工前提出書類を各3部ずつ甲に提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲は、前項に基づき甲に提出された書類が別紙1の基本仕様等若しくは別紙5の全体工事工程表に反する記載があると認められる場合、関係法令において要求される事項を

満たさないと認められる場合、又は、別紙2の運営仕様に規定される運営ができない恐れがあると認められる場合には、3週間以内に乙に対してその旨を通知しなければならない。

3 乙は、前項の通知を受けたときは、乙の責任において設計を変更するものとし、再度、甲の確認を得なければならない。但し、乙は、甲の前項の通知の内容を協議するために、甲に協議会の開催を申し入れることができる。

第19条（設計の変更）

- 1 設計図書の変更を行うときは、甲の確認を経なければならない。
- 2 乙は、乙が行った調査及び設計（設計変更によるものを含む。）の不備、誤り等により必要となる一切の費用を負担するものとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、本処分場について、乙に対して設計図書の変更を求めることができる。
- 4 本処分場について第3項の設計図書の変更が行われた場合において、当該設計図書の変更が乙の帰責事由以外の事由に基づくものと認められるときは、その追加費用について、乙は、甲に対して固定料金の改定を求めることができる。

第3節 施工

第20条（工事の施行）

- 1 乙は、別紙5の全体工事工程表に従って、設計図書に基づき本処分場の建設にかかる工事を施工するものとする。
- 2 乙は、工事の施工前において、甲が定める書式に従い、甲に対して施工体制を報告するものとする。施工体制の変更がなされた場合も同様とする。

第21条（第三者の使用）

- 1 乙は、本処分場の建設工事を工事受注者に請け負わせるものとし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、工事受注者以外の者に、本処分場の建設工事の全部又は大部分を請け

負わせてはならない。

- 2 乙は、請負人（工事受注者及び下請負人を含む。）の使用を全て乙の責任において行うものとし、請負人その他本処分場の建設工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

第22条（工事監理者）

- 1 乙は、本処分場の建設工事に着工する前に工事監理者を設置し、速やかに当該工事監理者の名称を甲に対して通知するものとする。
- 2 甲は、乙を通じて工事監理者に適宜報告を求めることができるものとし、また、乙は工事監理者をして乙を通じて甲に定期的に報告を行わせるものとする。
- 3 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、前項の規定を遵守するうえで必要となる協力を行うものとする。

第23条（工期又は工程の変更）

- 1 甲及び乙は、工期又は工程の変更を求める場合は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。
- 2 乙は、理由のいかんを問わず、工期の延長が必要となるおそれが生じた場合は、その旨を相手方に通知しなければならない。
- 3 第1項の工期又は工程の変更の可否については、協議会で定め、協議会で協議が整わないときは、甲が合理的に工期又は工程を定め、乙はこれに従うものとする。
- 4 前項の工期又は工程の変更が乙の帰責事由以外の事由に基づくものと認められる場合には、その追加費用について、乙は、甲に対して、固定料金の改定を求めることができるものとする。
- 5 生活環境影響調査完了日が生活環境影響調査完了予定日より遅れたこと、及び本処分場の設置許可取得日が設置許可取得予定日より遅れたことによる工期の変更は、乙の責めに帰すべき事由に基づく工期の変更とみなす。

第4節 建中モニタリング

第24条（月間工事進捗状況報告書）

乙は、工事の進捗状況を管理・把握し、毎月1回、工事の進捗状況を詳細に記載した月間工事進捗状況報告書を甲に対して提出するものとする。また、甲は、乙に対して、隨時、工事の状況を詳細に記載した報告書の提出を請求することができるものとする。

第25条（事業用地への立ち入り）

甲は、本処分場の建設工事が施工計画書及び設計図書に従い施工されていることを確認するため、建設期間中いつでも、乙に対する事前の通知により工事現場内に立ち入り、乙又は工事受託者から説明を受けることができるものとする。

第26条（試験及び検査）

- 1 乙は、乙の費用と責任において、施工計画書に従って、材料検査、工場検査等の各種の試験及び検査等を行う。なお、乙は、かかる検査の日程をあらかじめ甲に通知するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定に従い行う材料検査、工場検査等の各種の試験及び検査等へ立ち会うことができる。但し、甲は、完工検査への立会いの実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 3 甲は、本処分場の工事が施工計画書及び設計図書に従い施工されていることを確認するため、前項の規定に従い実施された各種の試験及び検査の結果の確認を行うことができる。但し、甲による結果の確認は、乙の責任を何ら軽減又は免除させるものではない。

第5節 完工確認

第27条（完工検査）

- 1 乙は、その責任及び費用において、本処分場の完工検査（本処分場建設工事の完工検査及び設備又は備品の検査をいう。以下同じ。）を行うものとする。なお、乙は、本処分場等の完工検査の日程を事前に甲に対して通知するものとする。

- 2 備品の検査は、備品リストと設置された備品を照合して行うものとする。
- 3 甲は、乙が前二項の規定に従い行う完工検査へ立ち会うことができる。但し、甲は、完工検査への立会いの実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 4 乙は、完工検査に対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して完工検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 5 乙は、完工検査の終了後、検査を受けた備品について備品台帳に記入するものとする。

第28条（本処分場等の完工確認）

- 1 甲は、乙から、本処分場の整備が完了した旨の通知を受けた場合、本処分場について、設計図書に従った建設工事が行われていること及び備品リストに記載された備品が整備されていることを確認するため、通知受領後三週間以内に完工確認を実施するものとする。
- 2 甲は、完工確認の検査事項及び方法について、乙と事前に協議を行い、完工確認に先立って、これらの事項を、乙に対して通知しなければならない。
- 3 乙は、甲が行う完工確認の実施に協力するものとする。
- 4 完工確認の結果、本処分場の状況が、本契約、入札関係図書、事業者提案図書又は設計図書（甲及び乙の打ち合わせ結果を含む。）の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。なお、乙は、本処分場の状況が、本契約、入札関係図書、事業者提案図書又は設計図書の内容を逸脱しているという甲の判断について協議を行うための協議会の開催を申し入れることができる。

第29条（運営・維持管理マニュアルの確認）

- 1 乙は、本処分場の運営開始予定日の2ヶ月前までに、別紙2の運営仕様及び別紙6の維持管理基準に基づき、運営・維持管理マニュアルを作成し、甲に提出しなければなければならない。
- 2 甲は、前項に基づき甲に提出された運営・維持管理マニュアルが別紙2の運営仕様及び別紙6の維持管理基準に反する記載があると認められる場合、又は第2項の関係法令

で満たすべき事項を満たさないおそれがあると認められる場合には、2週間以内に乙に対してその旨を通知しなければならない。なお、乙は、運営・維持管理マニュアルが別紙2の運営仕様及び別紙6の維持管理基準に反する記載があるとの認定、又は第2項の関係法令で満たすべき事項を満たさないおそれがある旨の認定にかかる甲の判断について協議を行うための協議会の開催を申し入れることができる。

- 3 乙は、前項の通知を受けたときは、乙の責任において運営・維持管理マニュアルを変更するものとし、再度、甲の確認を受けなければならない。

第30条（本処分場の運営体制確認等）

- 1 乙は、運営開始日に先立ち、前項に基づき運営・維持管理マニュアルを作成し、甲の確認を得るほか、本処分場の運営に必要な人材を確保し、かつ、本処分場の運営及び維持管理に必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、本契約、入札関係図書及び事業者提案図書に従って本処分場を運営することが可能となった時点において甲に対してその旨を通知し、甲の確認を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、甲が乙から前項に規定する通知を受けた場合、本処分場の運営又は維持管理の体制を確認するため、乙に対して必要な行為、作業等を求めることができるものとする。本項に基づく確認の結果、本処分場の運営又は維持管理の体制が、関係法令、本契約、入札関係図書又は事業者提案図書に基づく条件を満たしていないと甲が判断した場合、甲は、乙に対して、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを理由を付して命ずることができる。なお、乙は、本処分場の運営又は維持管理の体制が、関係法令、本契約、入札関係図書又は事業者提案図書に基づく条件を満たしていないという甲の判断について協議を行うための協議会の開催を申し入れることができる。
- 4 前項に規定する必要な行為、作業等は、乙の責任及び費用により行うものとする。

第31条（完工確認書の発行）

- 1 甲が、第27条ないし第30条に基づく確認を実施し、本処分場が、設計図書に従い建設されていること及び本契約、入札関係図書又は事業者提案図書に従い本処分場の運営が可能であることが確認し、かつ、乙が別紙3の保険2、「運営及び維持管理に関する保険」の欄に記載された種類及び内容を有する保険を、自己の費用と責任で付保するものと

し、その保険証券の写しを別紙7の竣工時の提出図書と共に甲に対して提出した場合、甲は乙に対して速やかに完工確認書の発行を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する甲の完工確認書を受領後も、運営開始予定日までは、本処分場を利用して営業を開始することはできないものとする。

3 甲は、第1項に規定する完工確認書の発行を行ったことを理由として、本処分場の建設並びに本処分場の運営及び維持管理体制の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第3章 運営及び維持管理

第1節 総 則

第32条（運営期間の開始）

乙は、平成16年4月1日又は第23条に基づき変更された運営開始予定日から本処分場の運営を開始し、本処分場の運営期間中、乙の責任の下、本契約に従い、本処分場において、一般廃棄物の最終処分を行うものとする。

第33条（再委託の禁止）

乙は、乙の受託した業務の全部又はその一部を他の第三者に再委託することはできない。但し、法令等に反しない範囲において各個別業務を第三者に委託することはできるものとする。

第34条（遵守事項）

1 乙は、運営期間及び管理期間を通じて、別紙8の環境保全基準を遵守して、本業務を遂行しなければならない。

2 乙は、運営期間及び管理期間を通じて、乙の費用負担において、運営・維持管理マニュアルに定められた本処分場の運営方法及び維持管理方法を遵守しなければならない。

3 乙は、運営期間及び管理期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本処分

場を運営・維持管理業務及びかかる業務に付帯する業務を実施しなければならない。

- 4 乙は、運営期間及び管理期間を通じて、本契約上の義務を誠実に履行するものとし、甲は、乙に対して、乙の本契約上の義務の不履行があるものと認めた場合には、相当な期間を定めてその改善措置を講ずることを、その理由を付して命ずることができる。

第35条（衛生管理）

乙は本処分場の運営期間を通じて、現地の安全衛生管理を徹底するものとする。

第36条（運営期間中における第三者に及ぼした損害）

- 1 乙が、本処分場の運営により第三者に損害（本処分場の運営に伴い通常避けることができない騒音その他の事由により第三者に生じた損害を含む。）を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が当該第三者に対して損害を賠償しなければならない。
- 2 甲が、第三者に対して、事業用地の所有者として、損害賠償の責任を負担する場合で、乙に本処分場の設置、管理の瑕疵につき帰責性が認められる場合には、乙は、甲の負担した損害賠償等の責任に相当する額を甲の請求に基づき甲に支払うものとする。

第2節 運営業務の内容

第38条（一般廃棄物の受入・埋立）

- 1 乙は、運営期間において、本処分場にて、運営・維持管理マニュアルに従い三町から搬入される一般廃棄物を受け入れて、埋め立てなければならない。なお、乙は、三町から搬入される一般廃棄物については、別紙9の受入基準を満たすものとして受け入れて、これを埋め立てができるものとする。
- 2 乙は、前項に規定するほか、運営期間において、三町の住民がその居住する町の許可証を示して一般廃棄物を本処分場へ搬入した場合には、運営・維持管理マニュアルに従い、別紙9の受入基準を満たすか否かを確認のうえ、かかる廃棄物を受け入れて、埋め立てなければならない。なお、乙は、三町の住民が搬入した一般廃棄物に別紙9の受入基準に記載された性状、条件を満たさない一般廃棄物の混入が認められる場合には、かかる一般廃

棄物の受入を拒否しなければならない。

- 3 乙は、運営・維持管理マニュアルに従い、金属系粗大ごみについては、受入れ後、選別して、三町が引き取りうる状態でストックヤードにストックしておくものとし、その他の粗大ごみについては、重機キャタピラを利用し、破碎、圧縮減容等を行い、別紙9の受入基準を満たす状態にしたうえで、埋め立てるものとする。
- 4 乙は、運営・維持管理マニュアルに従い、前項に基づき受け入れた一般廃棄物に関し、計量及び各種データの記録並びに集計等（以下「計量等」という。）を行うものとする。
- 5 本条が定める場合のほか、乙は、甲の特段の指示がない限り、第三者（関係市町村に属さない搬入者、又は産業一般廃棄物処理事業者を含む。）から一切の廃棄物を受け入れてはならない。

第39条（処理対象物の変更等）

法改正等に伴い処理対象物に関して変更等があった場合、甲及び乙は速やかに甲の一般廃棄物の受入基準等についての見直しの協議を行うための協議会を開催する。

第40条（受入廃棄物の性状確認への協力義務）

甲は、甲の費用で、一般廃棄物の性状確認を行うことができるものとする。かかる場合、乙は甲の性状確認に協力しなければならない。

第41条（運営のための人員の確保等）

乙は、本処分場の運営を行うために必要な人員を、直接雇用又は第三者からの受託若しくは出向等の方法（但し、法令等に反しない方法に限る。）により確保するものとする。

第42条（運営のためのユーティリティの確保等）

乙は、本処分場の運営を行うために必要な電力、用水、燃料、副資材等の調達を自己の責任で行うものとする。

第43条（運営覚書）

本節に定めのない事項及び運営業務の詳細については、設計終了後協議会で定める運営覚書に定めることができる。

第3節 運営管理等

第44条（本処分場の運営管理）

乙は、本件事業を滞りなく遂行できるように、善良な管理者の注意義務をもって、運転・維持管理マニュアル及び別紙6の維持管理基準に従い、本処分場の運営・維持管理を行い、その機能を維持するために必要な措置を講じなければならない。

第45条（運営計画及び維持管理計画書）

- 1 乙は、甲に対し、毎事業年度の開始前までに、収支予定、当該年度の施設の更新計画等の内容を記載した運営計画及び維持管理計画書を提出し、甲の確認を受けるものとする。
- 2 維持管理計画書の内容は、別紙10の設備更新計画の内容に適合していなければならない。
- 3 運営計画書、維持管理計画書の記載事項は、甲が乙と協議のうえ、定めるものとする。

第46条（記録の作成・保存）

乙は、本処分場の維持管理に関する点検、検査その他の措置等の記録を作成し、本契約終了時まで保存し、本処分場の移管と共に甲に引き渡さなければならない。

第47条（運営期間中の報告書等）

- 1 乙は本処分場の運営に関する日報及び月報等を作成し、甲に提出する。なお、日報及び月報等の記載事項に関しては、別途甲が乙に指定するものとする。
- 2 前項の日報及び月報には、乙が受け入れた一般廃棄物については、三町の各構成町毎に受入量を明示して記載しなければならない。

第48条（本処分場の環境計測）

- 1 乙は、乙の費用で、本処分場の運営期間中、別紙11の計測要領に記載された頻度と方法に従い、本処分場から排出される排水又は本処分場を発生源とする騒音、振動、悪臭等について別紙8の環境保全基準を遵守しているかにつき環境計測を行い、また、処分場運営状況のモニタリングを継続的に行うためのモニタリングシステムを整備し、連続測定が可能な計測項目については連続計測を行うものとする。
- 2 乙は、別紙11の計測要領で定めるところに従い、かかる計測結果を甲に報告するものとする。甲は、乙から報告を受けた計測結果を一般に公開することができる。
- 3 乙は、第1項の計測の結果が、別紙8の環境保全基準に適合しないこととなったときは、速やかに改善措置を講ずるものとする。
- 4 甲は、乙に対して、第2項の報告により乙の本処分場の運営が別紙8の環境保全基準に適合していないと認める場合には、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。

第49条（本処分場運営状況のモニタリング等）

- 1 甲は、乙が本処分場を適切に運営していることの確認を行うため、本処分場のモニタリングを行う。
- 2 前項に規定する甲のモニタリングは、別紙11の計測要領に記載された頻度及び方法等に従って乙が行う各種の計測結果等を確認する方法で行う。但し、甲は、必要に応じて本処分場へ立ち入り、甲の費用で、必要と認める計測等を行うことができ、乙は、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙が行う各種の計測結果及び前項に規定する計測結果を公表することができる。
- 4 甲は、乙に対して、データの確認や検査等により不適切な運営等が発見された場合には、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。

第50条（環境対策）

本処分場の運営期間において、本処分場からの排水等の環境負荷要因が別紙8の環境保全基準を満たさなくなった場合には、甲は、乙に対して、相当な期間を定めて改善措置

を講ずることを、理由を付して命ずることができる。

第51条（本処分場の環境モニタリング）

甲は、本処分場の運営期間中、甲の費用で、本処分場から排出される排水及び本処分場の運営による周辺環境への影響を確認するために、周辺環境モニタリングを実施できるものとし、乙は、甲の行う環境計測及び周辺環境モニタリングに合理的な範囲で協力しなければならない。

第52条（緊急時の措置）

乙は、本処分場に事故が発生した場合その他緊急の場合、速やかに甲に連絡した上、的確な復旧措置を講じなければならない。

第53条（本処分場見学者への対応）

- 1 甲は、あらかじめ定められた手続に従って、本処分場の見学希望者の受付等本処分場の見学希望者の対応業務を適切に行うものとし、見学スケジュール等については、乙と協議のうえこれを定めるものとする。
- 2 乙は、施設の運営の障害とならない限り、甲が行う本処分場の見学者への対応に協力して施設見学者への説明等を行うものとし、かつ、見学者が安全に見学できるように配慮しなければならない。

第4節 保 険

第54条（保険）

- 1 乙は、本処分場の運営に関する損失や損害に備えて別紙3の保険2、「運営及び維持管理に関する保険」欄に記載の種類及び内容の保険を、乙の費用と責任で付保するものとし、保険契約の内容及び保険証券の内容については、甲の確認を得なければならない。
- 2 前項の確認を甲に求める場合、乙は、運営開始日前までに、第31条第1項に従い、本条第1項記載の保険の保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

第5節 運営期間の終了

第55条（期限到来による終了）

- 1 運営期間は、運営期間終了日をもって、終了するものとする。
- 2 前項の規定に拘わらず、運営期間終了日が到来しても、本処分場において、一般廃棄物の受入、埋立が可能であると認められる場合には、甲及び乙は、協議により、運営期間を延長するものとする。但し、甲及び乙間において協議が整わなかった場合には、甲は、本契約を終了させができるものとする。この場合、乙は、運営期間終了日に本処分場を甲又は甲の指定する者に移管して、次節に基づく、管理期間における本処分場の維持管理義務を免れるものとする。

第56条（埋立不能による終了）

- 1 運営期間中の累積の埋立総量が別紙1の基本仕様等の2.(3)「廃棄物埋立容量」欄に記載の本処分場の埋立総容量に達した場合には、その時をもって、運営期間は終了するものとする。
- 2 前項の場合、運営期間終了日の翌日から、次節に従い管理期間における本処分場の維持管理が開始するものとする。なお、施設整備費の支払いについては、運営期間終了日まで本契約に従い、施設整備費部分を従前とおりに支払うものとする。但し、甲の一括弁済を妨げない。

第6節 管理期間における維持管理業務

第57条（管理期間の開始）

第55条第1項及び前条第1項に基づき運営期間が終了した場合、並びに第55条第2項本文に基づき甲及び乙間の協議により延長された運営期間が終了した場合、運営期間の終了の翌日から管理期間が開始し、同日より2年の間、乙は、本節に従い本処分場の維持管理業務を実施するものとするものとする。

第58条（本処分場の維持管理）

乙は、第70条に従い本処分場を甲に引き渡すにあたり、本処分場が別紙6の引渡条

件を満たすように、運営・維持管理マニュアル記載の本処分場の維持管理方法に従い、本処分場の維持管理を行い、その機能を維持するために必要な措置を講じなければならない。

第59条（記録の作成・保存）

乙は、管理期間における本処分場の維持管理に関する点検、検査その他の措置等の記録を作成し、本処分場を甲又は甲の指定する者に移管するまで保存し、本処分場の移管と共に甲に引き渡さなければならない。

第60条（管理期間中の報告書等）

乙は管理期間における本処分場の検査・維持管理に関する月報その他甲が指示する報告書を作成し、甲の要請に応じてその閲覧に応じなければならない。

第61条（維持管理状況のモニタリング等）

- 1 甲は、乙が本処分場を適切に維持管理していることの確認を行うため、本処分場のモニタリングを行う。
- 2 前項に規定する甲のモニタリングは、別紙11の計測要領に示された頻度及び方法等に従って乙が行う各種の計測結果等を確認する方法で行う。但し、甲は、必要に応じて本処分場へ立ち入り、甲の費用で、別紙11の計測要領に規定されている計測等を行うことができるものとする。
- 3 甲は、乙が行う各種の計測結果及び前項に規定する計測結果を公表することができる。
- 4 甲は、乙に対して、データの確認や検査等により不適切な維持管理方法等が発見された場合には、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。

第62条（環境対策）

甲は、乙に対して、本処分場の管理期間において、本処分場からの排水等の環境負荷要因が別紙8の環境保全基準を満たさなくなった場合には、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命じることができる。

第63条（本処分場の環境計測）

- 1 乙は、本処分場の管理期間中、別紙11の計測要領に示した頻度と方法に従い、本処分場から排出される排水又は本処分場を発生源とする悪臭等について環境計測を行い、また、本処分場の維持管理状況のモニタリングを継続的に行うためのモニタリングシステムを整備し、連続測定が可能な計測項目については連続計測を行うものとする。
- 2 乙は、別紙11の計測要領で定めるところに従い、かかる計測結果を甲に報告するものとする。甲は、乙から報告を受けた計測結果を一般に公開することができる。

第64条（本処分場の環境モニタリング）

甲は、本処分場の管理期間中、甲の費用で、本処分場から排出される排水及び本処分場の維持管理による周辺環境への影響を確認するために、周辺環境モニタリングを実施できるものとし、乙は、甲の行う環境計測及び周辺環境モニタリングに合理的な範囲で協力しなければならない。

第65条（緊急時の措置）

乙は、本処分場に事故が発生した場合その他緊急の場合、速やかに甲に連絡した上、的確な復旧措置を講じなければならない。

第4章 料金の請求及び支払

第66条（料金の請求及び支払）

- 1 甲は、乙に対して、第68条の定めに従い、乙の業務遂行の対価として、次条第6項の請求書に基づき、当該請求書の受領後30日以内（以下、「支払期限日」という。）に、第68条第5項に基づき減額される場合を除き、当該請求にかかる金額の金員を支払わなければならない。
- 2 甲は、支払期限日までに請求にかかる料金を支払わない場合は、乙に対し、当該請求にかかる料金に加え、支払期限日の翌日（同日を含む。）から支払済みの日（同日を含む。）までの期間、年8.25%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。この場

合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

第67条（請求の手順）

- 1 乙は、半期毎に当該半期の終了後10日以内に、第47条及び第60条に従い作成された報告書等に基づき当該半期における乙の実績について記載した半期報告書を作成し、甲に同時に提出し、甲の確認を受けるものとする。乙は、半期報告書について甲の確認を受けたうえでなければ、前条の料金の請求をすることはできないものとする。
- 2 甲は、半期報告書について、指摘事項がある場合にはその内容を、指摘事項がない場合については半期報告書に関して確認した旨を、半期報告書の提出日から7日以内に乙に通知する。但し、甲が半期報告書の提出日から7日が経過しても通知を行わないときは、乙は、相当の期間を定めて催告を行い、応答を促すものとし、その後相当の期間経過後も通知がない場合は、提出した半期報告書は確認されたものとみなす。
- 3 甲は、提出された半期報告書について、それが日報、月報に基づいていないことを理由として、確認しないことができる。この場合、理由を付して乙に通知しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定により甲に提出した半期報告書が、甲により確認されなかった場合には、当該半期報告書及び確認用資料を改訂して再提出するものとする。但し、乙は、当該半期報告書が確認されなかつたことについて、異議を申し立てができるものとする。
- 5 乙は、甲からの指摘事項がある場合、指摘事項を充分に踏まえて半期報告書及び確認用資料の補足、修正又は変更を行うものとする。この場合、乙は、補足、修正又は変更を経た半期報告書につき、改めて甲の確認を受けなければならない。
- 6 乙は、甲の半期報告書の確認を得た場合は、これらに基づいて請求書を作成し、乙に処理委託料の請求をなすものとする。

第68条（処理委託料）

- 1 甲は、乙に対して、運営期間において、固定料金として、半期毎に〔 〕円を支払うものとする。但し、運営期間が15年を超過する場合は、維持管理基本料金のみを支払うものとする。

- 2 甲は、運営期間において、半期毎に、当該半期における埋立処分量の1トンあたり金[]円（以下、「埋立単価」という。）を従量料金として支払うものとする。
- 3 甲は、乙に対して、管理期間において、半期毎に金[]円を管理料金として支払うものとする。
- 4 第1項ないし第3項の規定に拘わらず、甲は、乙に対して、別紙13の処理委託料の改定方法に従い毎年改訂された金額を処理委託料として支払うものとする。
- 5 第1項ないし第4項の規定に拘わらず、処理委託料につき、別紙14の減額等の方法に従い減額又は支払い停止がなされるものとする。

第5章 本処分場の移管

第69条（移管検査）

- 1 甲は、管理期間終了前に、別紙12の引渡条件を満たすか否かについて、移管検査を行うものとし、事前に移管検査実施日を乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の検査にあたり、甲は、乙に対して、情報提供その他必要な協力を求めることができるものとし、乙は、これに応じなければならない。

第70条（本処分場の移管）

- 1 前条の移管検査において、甲が、本処分場が別紙12の引渡条件をすべて満たしていることを確認した場合には、乙は、甲又は甲の指定する者に対して、管理期間終了日において、本処分場及び甲が引き取るものとして指示する備品等を移管するものとする。この場合、乙は、かかる移管にあたり、甲が引き取るものとして指示しない備品等の一切を撤去しなければならない。
- 2 前項に基づく移管のほか、本契約の定めに従って本契約終了時に本処分場が甲又は甲の指定する者に移管される場合、乙は、乙が甲に対して提供した本処分場の図面及び運営・維持管理マニュアルほか本処分場の運営及び維持管理等に必要な成果物を本処分場

のその後の運営又は管理のために必要な範囲で利用（複製、頒布、展示、改変、翻案を含むがこれに限られない。）できるように必要な措置をとるものとする。また、乙が甲に対して提供していない書面等で本処分場の運営及び維持管理等に必要な成果物がある場合は、乙は、かかる成果物を甲に交付し、甲がかかる書面を本処分場の運営のために必要な範囲で利用できるように必要な措置をとるものとする。

- 3 前条の移管検査の結果、本処分場が別紙12の引渡条件を満たさず、補修等が必要な場合には、乙は、甲の指示に従い当該補修等をしたうえで、本処分場を移管するものとする。この場合、甲は、乙による補修等に代えて、乙から本処分場の移管を受け、第三者に対して当該補修等を委託することができるものとし、この場合、乙は、当該補修等のために甲が要した費用の一切を補償しなければならない。
- 4 乙は、本条に基づく移管から生じ、又はそれに伴って生ずる費用の一切（本処分場の施設にかかる登記費用を含む。）を、負担しなければならない。

第71条（瑕疵担保責任）

- 1 甲が、乙から本処分場の移管を受けた後に、本処分場に瑕疵があることが当該移管日から1年以内に発覚した場合、甲は乙に対して、当該瑕疵に起因して発生する一切の損害の賠償（甲が当該瑕疵を修補するために第三者を使用した場合、当該第三者に対する報酬及び費用の支払いに要する金額を含む。）を請求できるものとする。なお、本契約において瑕疵とは、本処分場について、維持管理の不徹底、その他これに類似する理由により別紙12の引渡条件を満たさない状態で、かつ、本処分場の譲渡時に甲に明らかでないものを意味する。
- 2 甲は、前項に規定する損害賠償の請求を、当該瑕疵を知った時から1年以内に行わなければならない。

第6章 解 除

第72条（乙の債務不履行等による契約の解除）

- 1 甲は、本契約等について、以下の各号のいずれかに該当する場合には、催告なくして本契約を解除できるものとするものとする。

- (1) 乙が、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても、設計又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告したにもかかわらず、当該遅延について、乙から、甲が満足すべき合理的な説明がないとき
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、運営期間の始期が平成16年4月1日（第23条に従い運営開始予定日が変更された場合はその日）から起算して3ヶ月以上遅延したとき。
- (3) 乙が、本契約に基づく甲の改善命令を受けた場合に、当該改善命令に示された改善期間以内に、事態等の改善ができなかつたとき。
- (4) 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合
- (5) 乙の責に帰すべき事由により、本契約上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (6) 乙に係る破産、会社更生、和議、会社整理若しくは特別清算のいずれかの手続について、乙の取締役会でその申立等を決議したとき若しくはその申立等がされたとき又は乙が支払不能若しくは支払停止となった場合
- (7) 第7条第5項により、事業用地の貸し付けが解除された場合

2 乙は、本条に規定される解除原因の有無及び催告期間について甲と協議するため、甲に協議会の開催を申し入れることができる。

第73条（甲の債務不履行による契約の解除）

- 1 乙は、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本契約を解除できるものとする。
 - (1) 甲が本契約に基づいて履行すべき支払債務について、期限後60日以内に履行しなかつた場合
 - (2) 甲の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となった場合
- 2 前項1号に掲げる場合を除き、甲の責に帰すべき事由により、甲が本契約に基づく甲の義務を履行しない場合には、乙は、30日以上60日以下の期間で当該不履行を治癒するのに必要な合理的期間を設けて催告を行うものとし、当該催告期間内に改善されな

いときは、甲に通知することにより本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

第74条（契約終了後の原状復帰）

- 1 乙は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、甲からの特段の指示がない限り、本処分場及び乙が所有し、又は管理する一切の物件のうち、甲に移転するもの以外のものを、乙の責任及び費用負担において直ちに撤去するものとする。
- 2 甲は、本契約が終了した場合には、以下の定めに従い、本処分場（建設中にあっては、その出来高部分）の全部又は一部を買い取るものとする。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由による契約終了の場合
 - ① 契約終了が本処分場建設工事完工前の場合
甲は、乙に対して、出来高相当額の金員を支払って、乙から本処分場を買い取るものとする。この場合、乙は、甲に対して、施設整備費の総額の10%の金額の金員を違約金として支払わなければならない。なお、出来高相当額が当該違約金よりも高額なときは、甲は、出来高相当額から当該違約金額を控除した額を乙に支払うことで、本処分場を買い取ることができ、出来高相当額が当該違約金よりも小額な時は、乙は、本処分場の引渡と同時に、その差額を甲に支払うものとする。但し、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲は、乙に対して、解除時に既に発生している損害に関するもの以外の損害賠償請求はできないものとする。
 - ② 契約終了が本処分場建設工事完工後の場合
甲は、乙に対して、買取価格の金員を支払って、乙から本処分場を買い取るものとする。この場合、乙は、甲に対して、別紙1の基本仕様等の2.（4）「年度別予定埋立量」欄記載の残存期間にかかる埋立総量の10%の廃棄物処理量を基礎として、埋立単価及び維持管理基本料金に基づき算出された金額の金員を違約金として支払わなければならない。なお、買取価格が当該違約金よりも高額なときは、甲は、買取価格から当該違約金額を控除した額を乙に支払うことで、本処分場を買い取ることができ、買取価格が当該違約金よりも小額な時は、乙は、本処分場の引渡と同時に、その差額を甲に支払うものとする。但し、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲は、乙に対して、解除時に既に発生している損害に関するもの以外の損害賠償請求はできないものとする。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由による契約終了の場合
 - ① 契約終了が本処分場建設工事完工前の場合

甲は、出来高相当額によって本処分場を買い取るものとする。なお、乙は、甲に対して、本契約の解除によって乙に生じた損害につき賠償請求できるものとする。

② 契約終了が本処分場建設工事完工後の場合

甲は、買取価格によって本処分場を買い取るものとする。なお、乙は、甲に対して、本契約の解除によって乙に生じた損害につき賠償請求できるものとする。

(3) 甲及び乙のいずれの責めに帰すことができない事由による契約終了の場合

① 契約終了が本処分場建設工事完工前の場合

甲は、出来高相当額によって本処分場を買い取るものとする。なお、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、相手方に対して、一切の損害賠償、補償金等の請求はできないものとする。

② 契約終了が本処分場建設工事完工後の場合

甲は、買取価格によって本処分場を買い取るものとする。なお、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、相手方に対して、一切の損害賠償、補償金等の請求はできないものとする。

3 前項の買取にあたり、第69条ないし第71条の定めに従い本処分場を移管するものとする。但し、完工後の契約終了の場合には、甲は、買取にかかる代金の支払にあたり、甲が支払うべき額から補修等に要した費用の額を控除して支払うことができるものとする。

4 第1項の買取にあたり、甲が乙に対して支払うべき本処分場の買取にかかる代金の支払は、残存する運営期間を支払期間とする半年毎の元利均等分割払いでなすものとする。但し、甲が、自己の判断により一括弁済することを妨げないものとする。

5 第1項の買取にあたり、乙が別紙3の保険に基づいて保険金を請求しうる場合には、甲は、甲が同項の規定に基づき支払うべき金額から当該保険金額相当額（その値が負となる場合には、0円とする。）を控除するものとする。

6 乙は、工事受注者をして、第1項第(1)号①の違約金にかかる乙の責任（乙の債務不履行に基づく損害賠償義務を含む。）を担保するために、甲との間で保証契約を締結させるものとする。

7 甲は、乙に対して、本契約の定めに従い本契約が中途で終了する場合には、乙の請求

に基づき、未払にかかる埋立処理業務に対する従量料金に未払の期間の維持管理基本料金（但し、第68条第5項に基づいて減額された金額）を日割精算した額を加算して支払うものとする。なお、かかる支払いには、第73条が準用されるものとする。

第7章 補償及び損害賠償

第75条（補償及び損害賠償）

- 1 乙は、甲に対して、甲の責に帰すべき事由により、運営期間の始期が平成16年4月1日よりも遅れた場合には、その遅れた期間において乙が負担した経費に相当する額の補償を請求できるものとする。但し、その遅れた期間分の維持管理基本料の額を上限とする。
- 2 甲は、乙に対して、甲の責に帰すべき事由、不可抗力及び法令変更以外の事由により、運営期間の始期が平成16年4月1日よりも遅れた場合には、かかる始期の遅れによって甲が被る損害の一切を賠償請求できるものとする。
- 3 甲は、乙に対して、前項、第77条及び79条の適用が認められる場合を除き、乙の本契約上の義務の不履行が認められる場合には、かかる義務の不履行によって甲が被る損害の一切を賠償請求できるものとする。

第8章 そ の 他

第76条（本処分場の修理等に要する経費）

乙は、甲の責に帰すべき事由により本処分場の修理、改良等を行った場合は、これらに要した経費については、すべて甲の負担とする。

第77条（法令変更等）

- 1 本契約の期間中に法令変更が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、本処分場について、それぞれ別紙2の運営仕様に従った運営を行うことができなくなったとき又は本件事業にかかる乙の収益に影響が及ぶときは、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細

2 甲は、前項の規定による報告に基づき、契約の変更その他これに対応するための措置並びに追加費用の負担及びその支払方法について、速やかに乙と協議するものとする。

3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に（法令変更にあっては、公布の日から60日を経過する日又は施行の日のいずれか遅い方の日までに）前項の規定による協議が整わない場合は、以下の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる者が追加費用を負担するものとする。

(1) 本件事業に直接関係する法令等の変更の場合 甲

(2) その他 乙

4 前二項の規定に基づいて甲に追加費用の負担が生じた場合は、固定料金の改定により賄うものとする。

第78条（法令変更等による解除）

1 本契約の締結後に法令変更が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、事業の継続が不能となったとき又は事業の継続に過分の費用を要するときは、甲は、乙と協議のうえ、本契約を解除できるものとする。

2 乙は、融資機関との間で、前項の協議に融資機関を出席させる旨の合意を行うことができるものとする。

第79条（不可抗力）

1 甲又は乙は、不可抗力により本契約の履行ができなくなったときは、直ちにその旨を相手方に通知し、相手方に生じる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 運営期間中に、不可抗力により甲若しくは乙が本契約の履行ができなくなった場合又は事業用地若しくは本処分場に重大な損害を生じた場合は、甲及び乙は、本契約の変更並

びに追加費用の負担及びその支払方法について協議を行うものとする。

3 不可抗力が発生した日の翌日から起算して60日以内に前項の規定による協議が整わない場合は、以下の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる者が追加費用を負担するものとする。

(1) 設計建設期間中に不可抗力が生じた場合、追加費用額が同期間中の累計で、100万円に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については、甲が負担するものとする。但し、乙が不可抗力により保険金を受領した場合、本項前段の規定より乙が負担すべきこととなる金額を当該保険金額相当額から控除した金額（その値が負となる場合には、0円とする。）を、甲の負担額から控除するものとする。

(2) 運営期間及び管理期間中に不可抗力が生じた場合には、追加費用額が一事業年度につき累計で、100万円に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については、甲が負担するものとする。但し、乙が不可抗力により保険金を受領した場合、本項前段の規定より乙が負担すべきこととなる金額を当該保険金額相当額から控除した金額（その値が負となる場合には、0円とする。）を、甲の負担額から控除するものとする。

4 前二項の規定に基づいて甲に追加費用の負担が生じた場合は、固定料金の改定により賄うものとする。

第80条（不可抗力による解除）

1 不可抗力事由が7日以上継続する場合において、甲若しくは乙が本契約を履行することができないとき又は本契約の履行に過分の費用を要し、かつ、甲乙間の協議により本契約が変更されないときは、甲又は乙は、本契約を解除できるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の協議について準用する。

第81条（第三者に及ぼした損害）

乙は、本契約に基づくの義務の履行に関連して甲又は第三者に損害（本件事業の実施に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水等の理由により生じる損害を含む。）が生じた場合は、当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、乙が当該損害を賠償しなければならない。

第82条（株主による保証）

乙は、本契約の締結時における乙の株主をして、別紙15の株主保証に掲げる事項を内容とする保証書を、本契約の締結後速やかに甲に提出させなければならない。

第83条（公租公課の負担）

本契約及び本件事業の実施に関連して生じる公租公課は、本契約に特別の定めがある場合を除き、乙の負担とする。

第84条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を本契約に関するコンサルタント、相手方の代理人若しくは融資機関以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

第85条（計算書類の提出）

乙は、各事業年度の終了後一定期日以内に、会計監査法人による監査を受けた貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分案若しくは損失処理案並びにこれらの附属明細書を甲に提出しなければならない。

第9章 雜 則

第86条（融資機関との協議等）

甲は、融資機関と、双方の通知事項、担保の実行等について協議をし、協定等を締結することができる。

第87条（新株の発行）

乙は、新株を発行する場合は、甲の事前の承諾を得なければならない。

第88条（請求、通知等の様式その他）

1 本契約に関する甲乙間の請求、通知、申出、承諾及び解除は、本契約に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本契約の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 4 本契約における期間の定めについては、本契約に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

第89条（通貨及び端数処理）

- 1 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 2 本契約に基づく金銭債務の額の算定にあたり、小数点以下はこれを切り捨てるものとする。

第90条（解釈）

甲が本契約の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき建設、運営、維持管理等の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

第91条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。
- 2 本契約に関連する紛争は、釧路地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服するものとする。

第92条（疑義についての協議）

本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙1 基本仕様等（第5条、第11条、第18条、第56条及び第74条関係）

1. 基本仕様

(1) 以下の受入対象物（埋立対象物）受入れ、埋め立てることが出来る仕様にすること。

- ① 不燃ごみ
- ② 粗大ごみ破碎等処理後の不燃残渣
- ③ 資源ごみ処理後の不燃残渣
- ④ 焼却由来不燃残渣（流動床炉底部よりの引出し灰）
- ⑤ 溶融スラグ（焼却灰由来）
- ⑥ 薬剤処理物（溶融飛灰由来）

なお、焼却由来不燃残渣、溶融スラグ、及び薬剤処理物は、三町の可燃ごみを北見市廃棄物処理場で焼却処理後発生したものである。

(2) その他事業者の提案による。

2. 基本条件

- (1) 埋立構造 : 準好気性埋立構造
- (2) 埋立方式 : セル方式
- (3) 廃棄物埋立容量 : 71, 000 m³
- (4) 年度別予定埋立量 : 下表のとおり

表 年度別予定埋立量（重量ベース：トン）

平成16年度	3, 952	平成24年度	3, 785
平成17年度	3, 931	平成25年度	3, 759
平成18年度	3, 909	平成26年度	3, 741
平成19年度	3, 887	平成27年度	3, 723
平成20年度	3, 866	平成28年度	3, 702
平成21年度	3, 840	平成29年度	3, 684
平成22年度	3, 822	平成30年度	3, 666
平成23年度	3, 803		

注) 半期分は、各年度の1/2とする。

(5) その他提案による。

別紙2 運営仕様（第5条、第18条、第29条及び第77条関係）

事業者の提案による。

別紙3 保険（第11条、第31条、第54条及び第74条関係）

1. 建設に関する保険

ア 履行保証保険

【付保対象】建設企業の債務不履行により当該契約を解除した場合の事業者に対する
金銭補償

【付保期間】施設の着工日から事業者への引渡日まで

【補填限度額（補償額）】施設整備費（設計費・工事監理費含む）の10%

イ 第三者賠償保険

【付保対象】施設の建設工事に伴う法律上の賠償責任

【付保期間】施設の着工日から事業者への引渡し日まで

【補填限度額（補償額）】対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円

対物：1事故当たり1億円

ウ その他事業者の提案による。

2. 運営及び維持管理に関する保険

事業者の提案による。

別紙4 施工前提出書類（第18条、第28条、第70条及び第71条関係）

設計完了後に提出する資料として、以下の資料を提出すること。

1. 要求水準書及び提案内容に示される性能が確認できる平面図、断面図、詳細図その他の図面
2. 要求水準書及び提案内容に示される性能が確認できる構造計算書、容量計算書、性能確認説明書その他の書類
3. 施工計画書
4. 工事費内訳書
5. 備品（じゅう器を含む）リスト
6. その他本処分場の建設工事の施工に必要な資料として甲の指定するもの

なお、上記資料の第1項及び第2項については、下記の施設・設備毎に提出するものとする。

- 1) 貯留構造物
- 2) しゃ水工
- 3) 保有水等の集排水設備
- 4) 発生ガス排除設備
- 5) 浸出水処理施設
- 6) 浸出水調整池
- 7) 搬入管理施設
- 8) 地下水モニタリング設備
- 9) 飛散防止設備及び門扉・囲障設備
- 10) 防災調整池
- 11) 洗車設備
- 12) その他提案による施設・設備

別紙5 全体工事工程表（第18条及び第20条関係）

1. 環境影響調査完了予定日：平成 [] 年 [] 月 [] 日
2. 設置許可取得予定日：平成 [] 年 [] 月 [] 日
3. 着工予定日：平成 [] 年 [] 月 [] 日
4. 運営開始予定日：平成 [] 年 [] 月 [] 日

別紙6 維持管理基準（第29条、第44条、及び第58条関係）

本処分場の維持管理基準を下記に示す。

記

1. ダイオキシン類対策特別措置法、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」平成10年7月16日 環水企第301号（衛環63号）、廃棄物最終処分場性能指針、排水基準を定める省令その他関係法令に示される一般廃棄物最終処分場の維持管理基準を満たすこと
2. 前項のほか、乙の提案する維持管理方法・維持管理基準を満たすこと。

なお、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10項の地下水等の水質検査については、要求水準書に示すとおり、地下水及び地下水集排水設備により排出された地下水を対象とするものとする。

以上

別紙7 竣工時の提出図書（第31条関係）

竣工時の提出図書

竣工時の提出図書は以下に基づいて提出すること。

区分	名称	サイズ	部数	備考
竣工図	金文字製本	A4版	1部	工事別（土木、建築、建築機械設備、建築電気設備、プラント）
	見開き製本	見開きA1版	2部	
	縮刷版見開き製本	見開きA3版	3部	
	上記電子データ (CD-ROM)		1式	
竣工写真	アルバム（竣工写真）		1式	「工事写真の手引き－北海道土木工事共通仕様書別冊－」（北海道土木部監修）及び「公営住宅建設工事現場監督の手引き」（北海道住宅建設促進会）に準拠すること。
	工事中記録（写真）		1式	
	CD-ROM		1式	
その他	検査及び試験成績書		1部	
	その他必要図書			

別紙8 環境保全基準（第34条、第48条、第50条及び第62条関係）

乙は、以下の基準を遵守して、本処分場周辺の環境保全に努めなければならない。

1. 廃掃法、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、河川法（昭和39年法律第167号）、砂防法（明治30年法律第29号）、森林法（昭和26年法律第249号）、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）、北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）、留辺蘂町公害防止条例（昭和47年留辺蘂町条例第10号）、廃棄物最終処分場性能指針その他関連する法令に定められる規制値
2. 事業者が事業用地で発生する浸出水を処理し、排水するにあたり、以下の基準を満たして自ら設定する排水基準
 - (1) 水素イオン濃度 (pH) : 5.8以上8.6以下
 - (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD) : 20 mg/L 以下
 - (3) 浮遊物質量 (SS) : 10 mg/L 以下
 - (4) その他の水質項目 : 排水基準を定める總理府令及びダイオキシン類対策特別措置法による規制値以下
3. その他、事業者が本処分場の運営にあたり、自ら設定する規制基準

別紙9 受入基準（第37条及び第38条関係）

対象廃棄物	受入基準
可燃ごみ焼却残渣	<ul style="list-style-type: none">熱灼減量7%以下のもの水分30%以下のもの
粉類等飛散物	<ul style="list-style-type: none">丈夫な袋に詰めたもの
重量物	<ul style="list-style-type: none">個々の重さが10kg以下のもの
がれき類	<ul style="list-style-type: none">30cm以下のもの
針金、ひも類	<ul style="list-style-type: none">30cm以下に切断または丸めて袋詰めしたもの
プラスチック類	<ul style="list-style-type: none">中空でないもの
その他	<ul style="list-style-type: none">含水率の高いものは充分な水切りがされたもの悪臭を発するものは脱臭されたもの

【搬入禁止物】

以下の物は、本処分場で受け入れてはならない。

- 産業廃棄物
- 特別管理一般廃棄物
- 家電リサイクル法対象品（エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫）
- その他
廃タイヤ、バッテリー、消火器、オートバイ、プロパンガスボンベ、液状・泥状（含水率75%以上）物質、引火性・発火性物質、火気含有物質、廃油、廃酸、廃アルカリ、薬品類等有害物質、発色性・発泡性物質

- * 粗大ごみについては、受入時には、上表の基準を適用せず、以下の定めに従うものとする。

別紙10 設備更新計画（第45条関係）

事業者の提案による。

別紙11 計測要領（第48条、第49条、第61条及び第63条関係）

I 第48条（運営期間における環境計測）

1. 頻度
2. 方法
3. 報告

II 第49条関係（運営期間における運営方法計測）

1. 頻度
2. 方法
3. 報告

III 第61条（管理期間における環境計測）

1. 頻度
2. 方法
3. 報告

II 第63条関係（管理期間における運営方法計測）

1. 頻度
2. 方法
3. 報告

[各項目の詳細は事業者の提案による。]

別紙12 引渡条件（第69条、第70条及び第71条関係）

本処分場が、以下の条件を具備すること

1. 良好な状態を維持し、かつ相当な期間においてその状態を維持しうること（但し、詳細は協議会の協議により決定する。）
2. 備品、重機その他の物が撤去されていること（但し、乙の所有する物のうち、甲が別途指定する物は除く）
3. その他協議会の協議により決定した条件を具備すること

別紙13 処理委託料の改定方法（第68条第4項関係）

1. 第68条第1項及び第2項に基づき、甲が乙に対して支払うべき処理委託料は、下記の算式に従い毎年改訂されるものとする。

<埋立期間における平成a年度の処理委託料>

$$P_1 + (P_2 + P_3) \times CPI_{(a-1)} / CPI_{13}$$

CPI_x：平成X年度平均の消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「総合」）

P₁：施設整備費部分（但し、15年を超過する運営期間においては0とする）

P₂：維持管理基本料金

P₃：従量料金（埋立単価×埋立処分量）

2. 第68条第3項に基づき、甲が乙に対して支払うべき処理委託料は、下記の算式に従い毎年改訂されるものとする。

<管理期間における平成b年度の処理委託料>

$$P_4 \times CPI_{(b-1)} / CPI_{13}$$

P₄：管理料金

別紙14 減額等の方法（第68条第5項関係）

下記の定めに従い、甲の支払を減額等する。

1 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、維持管理基本料金、管理料金及び従量料金とする。

2 減額等の措置を講じる事態

減額等の措置を講じる事態とは、本契約書、要求水準書及び応募者提案に示すサービスの内容が町に提供されない状態をいう。

3 減額等の決定過程

- (1) 上記2に規定される事態を町が確認した場合、本契約に従いその重要度、緊急度及び想定される必要時間を踏まえ、町が、相当な期間を定めて乙の業務内容の改善を命ずるものとする。
- (2) 町が提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日（1日未満は1日とする。）につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。

4 減額等の決定

甲は、支払対象期間（各年度の半年間）の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、以下に規定される減額等の措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0～4	減額等なし
5～9	20%の減額
10以上	支払停止

5 支払停止

- (1) 累積ペナルティポイントが10以上の場合、上記4に従い支払停止とするが、翌半期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが4以下であれば、翌半期分の支払時に、支払停止にかかる維持管理、基本料金、管理料金、及び従量料金の80%をあわせて支払う。
- (2) ある半期の累積ペナルティポイントが10以上の場合で、翌半期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが5以上であれば、契約を解除する。

6 異議申立て

乙は、3項の町の確認及び是正期間の妥当性について異議がある場合は、協議会の開催を甲に申入れることができる。

以 上

別紙15 株主保証（第82条関係）

株主保証書の様式

平成〔〕年〔〕月〔〕日

留辺蘿町

留辺蘿町長

殿

出資者保証書

留辺蘿町及び〔 〕（以下、「事業者」という。）間で本日付で締結された「留辺蘿町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業」にかかる事業契約（以下、「事業契約」という。）に関して、出資者である〔 〕、〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下、「当社ら」という。）は、本日付をもって、貴町に対して、下記事項を連帶して誓約し、かつ、表明保証致します。なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いられている語句は事業契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 事業者が、平成〔〕年〔〕月〔〕日に、商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日時点における発行済み株式総数は〔 〕株であり、うち、〔 〕株を〔 〕が、〔 〕株を〔 〕が、〔 〕株を〔 〕がそれぞれ保有していること。
3. 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現する事を目的として、当社らが保有する事業者の株式を融資機関に対して譲渡し、又は同株式上に担保権を設定する場合、事前にその旨を貴町に対して書面により通知しその承諾を得たうえで行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに貴町に対して提出すること。

4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約が終了するときまで事業者の株式を保有するものとし、当社ら以外の者に対して譲渡、担保権の設定及びその他の処分をする場合には貴町の事前の書面による承諾を取得すること。但し、当社らが有する事業者の株式の一部を、当社らの一部の者に対して譲渡する場合には貴町に対して事後報告で足りるものとする。
5. 前項の規定に拘わらず、事業期間を通じて、当社らで事業者の発行済株式総数の過半数を保有し、かつ代表企業の出資比率は出資者中最大となることを維持すること。

以上

添付地図（事業用地の場所）

